

建築部建築工事連絡会議運営要綱

(設 置)

第1条 建築部内に建築部建築工事連絡会議を置く。(以下「連絡会議」という。)

(目 的)

第2条 建築部内各課の工事に関する懸案事項を解決するための調査、審議及び各課間の調整を目的とする。

(組 織)

第3条 連絡会議は建築部内の建築管理課及び工事担当課の、次の各号に掲げる職員によって組織する。

(1) 課長補佐

(2) 課長の推薦する職員

(幹 事)

第4条 連絡会議の運営をするために幹事を置く。
幹事の任期は1年とし、各課持回りとする。

(会 議)

第5条 連絡会議は、必要の都度幹事が召集し、議事の進行は幹事が行う。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局を建築管理課に置く。

(部 会)

第7条 専門の事項を調査検討するため、連絡会議に部会を置くことができる。

(調査検討事項報告)

第8条 部会において調査検討を行った事項は、連絡会議に報告しなければならない。

(決 定)

第9条 連絡会議で、調査及び審議等を行った事項は、建築部長及び建築管理課長、工事担当各課長の決裁を得て決定する。

(委 任)

第10条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、連絡会議で定める。

付則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

この改正要綱は、昭和56年10月1日から施行する。

この改正要綱は、昭和57年6月11日から施行する。

この改正要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

この改正要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成2年5月11日から施行する。

この改正要綱は、平成3年4月26日から施行する。

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。